

## 令和3年度 第1回高知県犯罪被害者等支援推進会議 議事録（要旨）

開催日時：令和3年7月30日（金）14:00～16:00

場 所：高知城ホール 2階大会議室

議 題：次第参照

---

### 1 開会

各委員及び事務局の紹介。

### 2 議題

#### （1）会長の選出

井奥委員を会長に選出。会長が議事録署名人2名を指名。

#### （2）「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」について

（事務局）

資料3「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」（以下「指針」という。）及び資料4「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」リーフレット（以下「指針リーフレット」という。）について、指針は昨年度の犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）の議論を反映したものであるため、具体的な指針の内容の説明は省略。指針リーフレットにより、指針の概略及び支援施策ポイントを説明。また、指針の広報・周知の状況について報告、併せて、資料5「令和3年度犯罪被害者等支援関係スケジュール」（以下「スケジュール」という。）について説明。

（会長）

スケジュールに、4月「四国知事会政策提言」とあるが、どのような内容か。

（事務局）

犯罪被害者等の支援は、県として取組を推進していくことはもちろんであるが、制度上、国として取り組んでいただく必要があるものがある。四国知事会の機会を捉え、犯罪被害者等支援施策の充実・強化について、①犯罪被害者等に対する経済的支援の充実、②迅速な犯罪被害者等への給付金の支給及び公費による被害者支援弁護士制度の創設、③地域の実情に応じた支援施策を充実・強化するための財政措置の3項目について四県各県の合意を得たため、四国知事会として国へ政策提言をしたもの。

（会長）

昨年度、推進会議で議論となった経済的支援の充実・強化に関する提言については、9月に県から警察庁や法務省への提言予定もあるとのことなので、推進会議での状況等

を踏まえ積極的に取り組んでいただきたい。

### (3)「高知県犯罪被害者等の支援に関する指針」に基づく支援施策の取組について

(委員)

資料6「指針に基づく支援施策の取組」3ページで「心の教育センター」相談実績の欄に、令和2年度にはSNSによる相談とあるが、令和3年度にはその記載がない。何か状況等が変わったのか。また、このSNSによる相談の対象は高校生に限定されているのか。

(事務局)

このSNSによる相談は、LINEアプリを使った相談である。令和3年度も実施を予定していたが、文部科学省から運用について見合わせるよう指示があり、事業の実施を見合わせていた。現在は実施している。今年度は3回に分けて周知を行う予定である。対象は高校生限定として、全ての県立の高等学校の生徒に相談カードを配布して実施している。

(委員)

高校生に限定するのは、何か事情があるのか。

(事務局)

高知県教育委員会が実施している事業のため、対象は県立高等学校としている。成果や課題等を検証のうえ、今後については検討していきたい。

(委員)

周知の対象は県立高校に限っているが、仮に中学生から相談があっても、それを拒むわけではないということか。

(事務局)

高校生に対して、QRコード付きの相談カードを配布しており、そのQRコードを自分のLINEのアカウントに読み込んで利用することになっている。小中学生にはQRコードを配っていないため、実質的にLINEによる相談の対象とならない状況である。

(委員)

他の相談窓口においてSNSを活用している事例はないのか。学校以外を対象にしたSNS相談窓口は、今のところないのか。

(事務局)

現在のところはない。また、今年度中の取組予定はない。

(委員)

世の中は変化をしており、電話やメールを使わない人が増えているので、色々な窓口においてSNSを用いた相談もできるように取り組んでいただきたい。

(事務局)

資料6「指針に基づく支援施策の取組」5ページから12ページまでの重点課題  
(2)「経済的負担の軽減」から(7)の「雇用の安定等」まで抜粋して説明。

(委員)

11ページ「優先入居」について、令和2年度の取組実績に、「応募あり」とあるが、入居はされたのか。

(事務局)

1名から応募があったが、辞退をされている。辞退の理由は不明である。

(委員)

本人からの辞退がなければ、入居できていたということか。

(事務局)

入居の可否は抽選結果による。この方がどの段階で辞退されたかは把握できていない。

(委員)

6ページ(2)のウの(オ)弁護士会との協定について、被害者が無料で弁護士に相談できる事業を始めていただきありがたい。早期に被害者が法律相談や弁護士の支援を受けられることが、被害からの回復に資するといろいろな事件を対応するなかで感じている。弁護士会としても、それぞれの弁護士が協力を求められた際に滞りなく法律相談できるよう準備を進めている。また、リーフレットやラジオやテレビでの広報などで県民に周知に努めていることが、相談につながると考えるので、取組について大変ありがたい。加えて県や市町村の窓口で相談に来られた方をスムーズにこの事業へつなげられるよう、県によるコーディネイトについてもお願いしたい。

それから、6ページ(2)のエの(ア)から(ウ)までの新しい補助事業について、制度はまだ始まったばかりであるが、具体的な補助制度があることで、今まで被害に遭っても支援を受けられると思っていなかった人も、制度を知ることによって支援につながってくると考えるので、周知に努めていただきたい。

補助金の要件に面接相談が必要とあるが、こうち被害者支援センター(以下「センター」という。)に相談に来られた方及び県や市町村に相談に来られた方が、この制度を申請する場合の具体的な手続きの流れ等について、決まっている範囲で教えていただきたい。

(事務局)

周知のためにチラシ等を配布し周知に努めているところである。マニュアル等の細かい流れについては整理が途中のところもあるが、面接相談については、犯罪被害者等が直接センターに申し込みをする場合や、県や市町村の窓口へ問い合わせがあり、内容を伺ったうえで、センターでの面談の申し込みをしていただく場合などを想定している。実務に関しては、取り扱った案件が少ないため、具体的な事例を説明すると事案が特定されるため回答は控えさせていただきます。

(委員)

弁護士に無料で相談できる仕組みは重要。弁護士会との協定について、この協定の対象は犯罪被害者に限定した無料相談という理解でいいか。

(事務局)

犯罪被害に遭われた方を対象としている。

(委員)

犯罪被害に遭ったことを確認するために、何か要件等はあるのか。

(委員)

この協定の締結について、私も調整に関わっていたので補足する。犯罪被害に遭われたことの確認を厳格に行うのであれば、例えば、警察に被害届を提出されていて、その事実を本人の同意のもと警察に問い合わせ等により確認できれば対象とするということになる。しかし、被害届の提出を躊躇する方もいる。また、被害直後に迅速に対応する必要もあるため、この法律相談については、犯罪被害に遭った客観的証拠や挙証資料を相談者に求めず実施できるよう要綱を定めていただいた。

(委員)

要綱では証拠等を求めないということだが、協定としてはどうなのか。

(事務局)

ご意見も踏まえ、様式等の見直しを図り、被害届を提出していることを要件にはしていない。被害に遭われたという申告があり、その内容に犯罪被害の疑義があれば、結果的に犯罪被害には該当しない場合も含め、犯罪被害者等支援の観点で相談を受けられる制度とした。

(委員)

弁護士相談を考えた方が、「警察への被害届等がないと対象にならない」と思ってしまふと制度の利用に結びつかないので、警察への相談がなくても、弁護士に相談できる制度であることを周知していくことが重要である。

テレビやラジオでどのように周知されたのか。

(事務局)

県のホームページに協定を締結したことを掲載する際、県内の報道機関に情報提供をし、協定について集中的にお知らせをしていただいた。お知らせの直後は県への問い合わせも増えたが、継続的な周知としては不十分であり、これからも機会を捉えて、市町村の広報等に掲載を依頼していく。若い方は市町村の広報を読む機会はあまり多くないと考えられるため、別の方法による周知も考えていきたい。

(委員)

私自身もそうだが、ほとんどの方が弁護士にお世話になるという経験はないと思う。日本の場合、弁護士に相談することは特別なことで、簡単に相談できるものではないと

いう認識が一般市民の中では強い。「自分は被害を受けた」と感じるような嫌なことがあれば、まずは気軽に相談してみようとなるように、周知の仕方を工夫してほしい。

(委員)

職場とは全く関係ないところで社員が犯罪被害に遭った場合に、被害者が、被害によるストレスを抱えていたり、同僚などに事件のことを知られてしまうのではないかと、いう不安があったりなど、職場復帰はしたいがなかなかできないという時に、法律で定められた範囲の休暇を取ってもらうことはできるが、それ以上に休暇が必要となった場合に収入が減ることに対して事業者はできないことがない。休業による収入の減少について、国による補償などがあるか教えていただきたい。

(事務局)

犯罪被害に遭われて、1ヶ月以上の傷害を負われて入院をした方、治療をしたが後遺障害が残り職場復帰ができない方に対しては、休業による損害を考慮した額を支給される重傷病給付金という国の犯罪被害給付制度がある。しかし、傷害や後遺症の程度などの支給要件があるため、怪我を負ったが入院はしていないなど、犯罪被害給付制度の対象とならない場合がある。個別の事情を伺い、どれだけの補償ができるのかを相談させていただき、その上で申請を受け付けるという対応を取っている。

(事務局)

資料6「指針に基づく支援施策の取組」13ページから18ページまでの重点課題  
(1)「県民の理解の増進」から(3)「民間支援団体への支援」まで抜粋して説明。

(委員)

14ページ「教育現場における人権教育」の取組について、特別支援教育課の項では、「インターネットにおける人権侵害に関する学習」「SNSによる学習」など、具体的な取組の記載がされている。小・中・高でも、さまざまな取組をしていると思うので、強くアピールしてやっていただければと思う。

(会長)

16ページ「人材の育成」の取組について、昨年度の推進会議でも市町村等の職員への研修について、積極的に取り組んでほしいというような意見もあった。コロナ禍で研修の開催が難しいという事情はあるが、警察やセンターと連携して、オンラインによる開催なども検討してはどうか。

(事務局)

市町村犯罪被害者等支援施策担当課長会について、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急に増えたタイミングと重なったこともあり、オンライン開催も検討もしたが、受講体制等の調整が直ぐにはできなかった事情もあり、研修用に用意した資料を送付し、情報提供することとした。資料提供等だけではなく、オンラインを活用した情報の共有は重要であると考えているため、8月に開催を予定している担当者別の研修につ

いて、通常開催できない場合の代替としてZOOM等を活用した開催も、市町村の担当課へ相談していきたい。

(委員)

14 ページのウ「教育現場における人権教育の実施」について、昨年度も提案させていただいたが、道徳の学習と人権教育を何となく一緒に絡めて行っていることによる課題がある。例えば、特別支援教育課の項で「自分だけでなく、相手の立場を考える」教材とある。この「相手の立場を考えること」、つまり「思いやりの心を持つこと」について、教える側の理解が十分できていない場合、人権教育とは「思いやりの心を持つこと」であることばかりが強調され、子ども達は、嫌なことを「いや！」と言えない、言ってしまうと相手に悪いのではないかと、自分さえ意思表示をしなければ全体が丸く収まっていくというように理解してしまう弊害がある。その結果、子ども達が、性被害に遭ったとき「いや！」と言える力がつかない、相手の気持ちを考えると「いや！」と言えなくなることは、問題である。就学前の子ども達にもデリケートゾーンを大切に育める感性を育てることが大事と言われているが、まだ十分とは言えない現状がある。まずは自分の命を守ること、自分がされて嫌なことは「いや！」と言う、「やめて！」と言えることが人権を守ることになる。自分の命を守ってはじめて他人の人権が守れるということの認識が教育現場では弱いのではないかと。人権意識の向上とともに、すべての子どもたちの人権が守られる人権教育の実践を期待する。

### 3 その他

(事務局)

第4次犯罪被害者等基本計画について、前段として国の基本計画と県の取組との関連について説明のうえ、参考資料により、第4次基本計画の概要等を説明。

(会長)

県の指針の支援施策に、第4次基本計画の内容で盛り込まれていない施策もあるが、これは指針を策定をした時期的なものとの関係するのか。

(事務局)

第4次基本計画の全ての項目は確認できていないが、承知しているところでは、ワンストップ支援センターにおける24時間365日の相談体制の構築などは、令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の通知があり、令和3年度の予算に反映させた支援施策を、指針に盛り込むことができた。

(委員)

10月や来年2月にも推進会議を予定しているが、指針の見直しを考えるうえで、実績報告で成果ばかりではなく、課題や問題なども積極的に事務局の方から出していただきたい。

(事務局)

本日は指針策定後の最初の推進会議ということもあり、指針に記載している支援施策を具体的な取組として落とし込んだ場合、全体としてどのような内容になるのかを示すため、個々の取組の説明に時間を割いた。次回以降の推進会議では、いただいた意見を踏まえ、特に取組を深めるべき項目の実態や課題等を提示したうえで、皆様から意見をいただき、支援施策の充実につなげていきたいと考えている。

(委員)

犯罪被害者等の定義について、基本的な考え方としては、犯罪の被害を受けた者という理解で良いと思うが、加害者の関係者がインターネット上で誹謗中傷を受けてしまうことが多くある。例えば、加害者の雇用主等、雇用したことには何も責任はなくても、雇用していたことだけでバッシングを受けることがある。加害者側であっても、間接的に何らかの被害を受けるのであれば、それは犯罪被害者等に含まれると考えられるのか。

(事務局)

警察では、刑法犯とか法律に違反する行為によって被害を受けた者が犯罪被害者ということになる、それ以外の場合は、犯罪被害者という認定はできない。

(委員)

そうすると、加害者の勤めていた会社がインターネット上で誹謗中傷を受けた場合、それをどこで認定するかという議論はあるにせよ、その行為が犯罪であると認められれば犯罪被害者となるが、そうでなければ被害を被っていても犯罪被害者等として支援のスキームには入ってこないということか。

(事務局)

経済的な支援について、警察では犯罪として被害届が出ているという事実をもって審議するという事になっている。

(委員)

今の事案を整理すると、加害者による犯罪を出発点として考えた場合、その加害者の関係者である会社は、バッシングや誹謗中傷等の被害を第三者から受けている。県条例で定める犯罪被害者等の用語の定義では、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と定めており、第三者を出発点としての犯罪行為があったと考えられ、加害者の関係者である会社も第三者から犯罪被害を受けた被害者であると解釈ができる。ただし、具体的に県の事業を利用できるのかについては別の話である、ということ。

(委員)

インターネット上の誹謗中傷等については、犯罪行為として明確に取り締まるのが難しい状況であるので、そのことが犯罪行為として立件されない場合は、加害者の関係者に対しての支援策というのは難しいという理解で良いか。

(事務局)

国の第4次基本計画の資料の中にも、「インターネット上の誹謗中傷への適切な対応」と記されているが、これはインターネット上で誹謗中傷等の事案が増えてきており、国でもその対策を推進していくということ。誹謗中傷は、被害者又は加害者の立場に関わらず、人権問題であり、大きな課題として取り組んでいく必要があると考えている。今回の配布資料に含まれていないが、国でも「違法・有害情報相談センター」を立ち上げ、インターネット上での書き込み等の削除依頼等を相談できるような取組をしている。今後、誹謗中傷対策というのは重要となるため、推進会議での情報提供をしていきたいと考えている。

(委員)

警察で犯罪の加害者を検挙した際に、その加害者の家族に対して、言われなき誹謗中傷等の被害を受けないように配慮をすとか、加害者家族が従前の住居に住みにくくなることへの対策等の支援などはあるのか。

(事務局)

警察の支援のなかで、加害者家族に対する支援というのは、今のところはない。

(委員)

推進会議では、被害者に対する支援について多く議論をしてきており、加害者への支援については新たな視点である。実際に私は対応をしたことはないが、報道の過熱が予想されるような事件で、警察が逮捕の際に加害者家族がカメラに映らないように配慮をしている等の対応は色々な資料で読んだことがある。また、他県の弁護士会では加害者家族をサポートする取り組みがあるところもある。加害者家族の支援も必要なことではあるが、まずは被害者支援がより充実し、さらに一步先に進めていくなかで実現していけることであると考え必要なものではあるが。

(事務局)

いただいた意見を参考に、引き続き関係部局において支援施策の取組を推進してきた。

次回の推進会議は10月の中旬を予定している。支援施策の令和3年度の上半期の取組状況等を報告するとともに、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えている。